

平成17年(2005年)2月8日  
経営戦略局財政改革チーム  
担当:牛越 徹・関 昇一郎  
電話:026-235-7039(直通)  
026-232-0111(内線2052)  
FAX:026-235-7475  
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

## 主な見直し事業に寄せられた ご意見・ご提言に対する見解及び対応

37件

危機管理室	.....	1
企画局	.....	2
社会部	.....	3
商工部	.....	4
林務部	.....	6
教育委員会	.....	7

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【危機管理室】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>当協会は消防団員の福利厚生事業、消防ポンプ操法大会、県消防協会表彰等を通じ県内の消防団、団員をとりまとめる重要な組織であり、特に消防ポンプ操法大会については、技術錬磨の重要な事業として県補助が行われてきた。県は県民の生命・財産の安全を確保するうえで、当協会の果たす役割の重要性に鑑み、引き続き補助を行うとともに、地区協会の強化及び消防ポンプ操法大会等の事業に対し一層の財政支援を行い、市町村に負担を転嫁しないようにされたい。</p>	<p>(危機管理・消防防災課)</p> <p>県、協会、市町村の役割分担を整理し、消防団の一層の充実強化及び活性化を目指して、協会と連携を図りながら、団員確保に向けた消防団PRパンフレットの配布等、県として必要な支援を行います。消防ポンプ操法大会につきましては、消防団員の技術向上に果たす役割が大きいため県が主体となり、協会、市町村等の協力を得ながら開催します。</p>
<p>当協会の設立趣旨は、消防行政に対する県、市町村の役割分担が異なるなか、団員の教育訓練、福利厚生、表彰・顕彰等の事業を、県、市町村が共同で行うことにより効果が発揮されることにある。県関与の廃止から見直しと言葉を変えても、実施主体を整理し、あるべき実施主体で実施するということが、協会の根本を覆すものである。県と市町村が協議し決めることであり、県が一方的に宣言して完結することでない。さらに、支部の見直しについては、全地区に説明されていない状況であり、このような中、補助金のみを廃止することには容認できない。</p>	<p>(危機管理・消防防災課)</p> <p>県、協会、市町村の役割分担を整理し、消防団の一層の充実強化及び活性化を目指して、協会と連携を図りながら、団員確保に向けた消防団PRパンフレットの配布等、県として必要な支援を行います。消防ポンプ操法大会につきましては、消防団員の技術向上に果たす役割が大きいため県が主体となり、協会、市町村等の協力を得ながら開催します。これらの県の支援策について協会、支部等に説明しながらご理解を得ていきたいと考えております。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【企画局】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>移動通信用施設を整備する事業への補助について、補助率を1/5から1/6に縮小しようとしているが、補助を受けて鉄塔・局舎・無線施設等の整備をする際にも、事業者への負担が課せられていることから、補助率の引き下げは、市町村及び事業者への負担を増加させることとなり、携帯電話不感地域解消が停滞する恐れがある。</p> <p>よって、県においては、情報通信に関する地域格差を是正するため、移動通信用鉄塔施設整備事業について、現行の1/5の補助率を維持されるよう措置されたい。</p>	<p>(情報政策課)</p> <p>本県は、条件不利地域を中心に携帯電話の不感地域が多数存在するため、デジタル・ディバイドの解消のため引き続き取り組んでいく必要がありますが、補助率については、他の格差是正事業との均衡を考慮し、県の補助率を1/5から1/6に引き下げます。</p> <p>現在、携帯電話等の移動通信サービスは広く社会生活の中へ浸透しており、今後のユビキタスネットワーク社会へ向けて一層重要な社会基盤となるため、携帯電話不感地域の実態把握、事業者への働きかけなど、県として引き続き積極的に取り組んでいきます。</p>
<p>生活バス路線運行維持費補助金の補助対象路線は減少しているが、輸送人数の減少等により国庫補助制度の対象となくなったバス路線について、この補助制度を利用することも将来的には考えられるため、当面補助金は予算要求しないとしても、補助制度そのものは廃止せずに、存続してほしい。</p>	<p>(交通政策課)</p> <p>バス等の公共交通機関は、国や市町村と役割分担を明確にして維持・確保を図っていく必要があります。</p> <p>このため、新たにコモンズ交通システム支援事業により、バス路線の再編、デマンドバス、バスの多目的利用、デマンドタクシーなど各地域の住民ニーズ・実情に沿った、地域主体の新たな交通システムを再構築する市町村を支援していきます。</p>
<p>隣保館運営等事業費補助金の補助率の見直しについては、次の理由から反対であり、現行通りとすべき。</p> <p>国の事業の位置付けや補助率の見直しがない中での県の補助率の引下げは、事業の縮小を招く施策後退であり、市町村に財政負担と責任を転嫁するものである。</p> <p>(同趣旨の意見7件)</p>	<p>(ユマニテ・人間尊重課)</p> <p>今回の見直しは、地域の人権課題に対する市町村の取組を推進するため、より利用しやすい施設となるよう名称変更を含めた取組を進めるとともに、公民館等を利用した取組に対する支援を拡大するものです。また、事業内容についても、地域のニーズに応じた子育て支援等の事業を必要な事業として位置付け、県下各地における人権・共生のまちづくりを推進していきます。</p> <p>補助率については、限られた財源の有効活用、県と市町村との役割分担の観点から、見直しを行ったものです。</p>
<p>隣保館運営等事業費補助金の見直しについては、必須事業を位置付けながら、補助率を引き下げることは矛盾している。</p> <p>これまでも地域の実情に応じた取組を行っており、必須事業により運営を拘束することなく支援してほしい。また、必須事業は、現行制度の中でも実施可能である。</p> <p>(同趣旨の意見3件)</p>	<p>(ユマニテ・人間尊重課)</p> <p>同 上</p>
<p>隣保館運営等事業費補助金の見直しについては、中南信地域への拡大の趣旨には賛成だが、どの市町村の事業でも国庫補助対象となるか疑問である。また、県下各地における支援を行うのであれば、別途県単独事業を創設して実施すべき。</p> <p>(同趣旨の意見8件)</p>	<p>(ユマニテ・人間尊重課)</p> <p>同 上</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【社会部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>老人クラブ活動助成事業費補助金について                      地域活動において高齢者の知識・経験を活かし、高齢者の生きがいと健康づくりの推進に貢献している老人クラブ活動への補助は、高齢者福祉施策の中でも重要な事業である。</p> <p>県は、平成17年度の事業実施に向けた制度の見直しの中で、補助総額を縮小しようとしているが、近年、老人クラブは会員数の減少の中で、会員の加入促進と活動の充実強化を行ううえで、行政支援は欠くことができない状況である。</p> <p>よって、県においては、老人クラブが果たしている世代間交流、ボランティア活動等の役割も評価したうえで、十分な活動が可能となるよう、従来の補助金額を確保するよう措置されたい。</p>	<p>(高齢福祉課)</p> <p>市町村老人クラブ連合会への補助については、会員一人当たり単価による算定を見直し、リーダー育成や世代間交流などの事業に対する補助であることをより明確にするものですので、御理解ください。</p> <p>なお、単位老人クラブへの補助については、従来と同様に実施します。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【商工部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>県の中小企業制度資金は重要な施策である。県は、信用保証料の補助を廃止する方向であり、廃止した場合は、中小企業者の負担が増え、経営上影響が大きい。また、市町村制度資金への借入申し込みが増え、市町村財政負担が増える。このため、現行と同じく補助をされたい。それが難しい場合は、保証料補助廃止に見合った金利の引き下げをお願いしたい。(同趣旨の意見4件)</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>県制度資金のメニューの一つである振興資金については、保証料補助を廃止し、金融機関窓口とすることでスピードアップを図りますが、全ての資金の保証料補助を廃止するものではありません。なお、保証料補助がある経営健全化支援資金の知事特認要件を拡充し対象者を拡大する措置を講じるほか、振興資金の現行利率を引き下げ、保証料負担とトータルで急激な負担増とならないように配慮します。</p>
<p>県の中小企業制度資金の振興資金の受付窓口が金融機関だけとなると、金融機関ベースの融資となり、制度資金本来の目的が阻害され、制度資金の選択利用ができなくなる。については、商工会議所・商工会の経営指導員が経営指導の一環としてトータルの金融指導を受けられる現行の仕組みを維持してほしい。(同趣旨の意見2件)</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>振興資金が金融機関受付となっても、中小企業者の健全なる発展のため、引き続き商工会議所・商工会の経営指導員が経営指導の一環としてトータルの金融指導を継続していただきたい。</p>
<p>市町村制度資金も県制度資金に倣った改正を行なうことが予想され、県制度資金及び市町村制度資金の利用が低下することが見込まれる。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>金融機関窓口とすることでスピードアップした振興資金と金利負担が少ない政策誘導的な資金との選択ができ、より中小企業者のニーズにあった選択ができることとなるので、県制度資金の利用が減少するとは考えておりません。なお、市町村制度については、各市町村がその地域の状況に応じ、独自で決定、実施しています。</p>
<p>中小企業高度化資金については、平成22年までの10年の事業計画で利用しており、19年以降も利用ができるよう要望します。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>中小企業高度化資金については、高金利・高度成長の時代においてはニーズも高く、比較的大きな事業効果が得られましたが、低金利・低成長の現在の状況における、本県の高度化資金の融資実績は、過去3年間で同一貸付先に3件のみであり、事業効果等が小さいものとなっています。</p> <p>また、行政と民間の役割分担を踏まえ、金融機関と連携し、金利負担の軽減を行う等により中小企業等の支援を行っていくことが必要です。</p> <p>高度化資金の特徴である、長期資金については、政府系金融機関や民間金融機関にも制度がありますので、積極的に資金の紹介や相談に応じてまいります。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【商工部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>中小企業高度化資金については、都道府県の協力がなければ、法律上、事業が実施できないこと</p> <p>中小企業の資産取得に対する長期貸付制度であり、他の政策金融制度では代替が困難で、休止により県内中小企業等の利益を損なうこと</p> <p>現在も事業実施を希望する企業等が存在し、今後もニーズがあると予想されること</p> <p>事業の実施により、県の中小企業対策財源が増加することから、引き続き事業を実施されることを要望します。</p> <p>また、見直し理由中に「制度改正に伴い、貸付条件が厳しくなった」との記載があるが、利用者の利便性の向上を図った改正であり、事実誤認であるので訂正をお願いします。 (同趣旨の意見2件)</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>この度の高度化制度の改正過程において、独立行政法人中小企業基盤整備機構から、「事業の実施は各都道府県の判断による」との回答をいただいております。</p> <p>経営環境の変化が早い現在においては、制約の多い高度化資金は、変化への対応が難しいことから、資産処分や追加融資等柔軟な対応が可能な金融機関による資金調達が好ましいと考えております。</p> <p>企業のみなさまへの金融支援等については、様々な方法、形態があり、限られた予算のなかで、より効果的・効率的な支援に努めてまいります。</p> <p>表面上の予算額は増加しますが、経済情勢が厳しいなか、高度化事業を継続することは不良債権の増加等につながり、結果として県負担が増加するなど、必ずしも低コストの制度とは言えません。</p> <p>なお、「貸付条件が厳しくなった」との記載については、特定条件下において、県が不良債権分を肩代わりすることを明文化するなど、独立行政法人中小企業基盤整備機構から県への貸付条件が厳しくなったとの認識に基づくものです。</p>
<p>中小企業高度化資金については、アドバイザー等による事業計画等のアドバイスや貸付後の経営支援等幅広く支援していただくことも可能です。貴県が独立行政法人中小企業基盤整備機構と協力して、専門的な助言や支援を実施することにより中小企業振興及び地域活性化に繋がると考えます。</p>	<p>(産業振興課)</p> <p>アドバイザーの派遣により専門的な助言や支援を行う制度は、(財)長野県中小企業振興公社でも行っておりますので積極的にご活用ください。</p>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【林務部】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>森林保全巡視活動が十分に機能を果たすために、現行の森林保全巡視指導員制度を維持し、保安林については現行どおり県が責任をもって巡視するよう措置されたい。</p>	<p>(森林保全課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・昭和37年度から保安林の巡視を県が実施してきましたが、平成10年度の森林法等改正により巡視は市町村等、地域が行うことになりました。</li><li>・平成10年度以降、市町村への移行期間をとってきたことから、森林巡視は市町村に移行しても差し支えないと考えております。</li><li>・なお、保安林の巡視は、県職員も現地出張の際に森林の状況を注視するなど、巡視等保全業務にあたります。</li></ul>

## 主な見直し事業に対するご意見・ご提言

### 【教育委員会事務局】

ご意見・ご提言の内容	ご意見等に対する見解及び対応
<p>長野県は公民館数が全国トップの県であり、財政状況は厳しいとはいえ16年度まで補助してきた長野県公民館運営協議会への補助金(72万円)を見直しにより削減することは県の社会教育に対する姿勢を問われるものであり賛成できない。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p>厳しい県財政の中にあっても、広く県民を対象とした補助事業については引き続き行ってまいりますが、団体の構成員を事業対象としていた補助金については、今回の見直しにより廃止することとしました。社会教育の重要性は深く認識しており、各種大会の後援、当該団体の活動面での支援・助言等は今後とも引き続き推進してまいります。</p>
<p>財政状況は厳しいとはいえ16年度まで補助してきた長野県公民館運営協議会への補助金(72万円)を見直しにより削減することは、生涯学習を推進する上で支障が出る恐れがあり、長野県の公民館活動の後退と受け取られるのではないかと危惧している。</p>	<p>(文化財・生涯学習課)</p> <p style="text-align: center;">同上</p>